

## 下請法改正と価格転嫁

下請法が1月に改正され、中小受託取引適正化法（取適法）として新たに施行された。人件費や原材料費などの上昇が続く中で取引の現場における価格転嫁をより実効性のあるものにしていくことを狙いとしている。

改正の重要なポイントの一つが「協議に応じない一方的な代金決定」が新たに禁止行為として明確化された点である。これまでも不当な取引慣行の是正は下請法の目的とされてきたが、発注者側が十分な協議を行わないまま、従来水準の価格を事実上押し付けるケースは少なくなかった。

今回の改正では価格そのものだけでなく、「協議のプロセス」を欠くこと自体が問題視されることになる。

法改正の背景には、最低賃金の上昇が続く中で、人件費の上昇が企業経営に与える影響がこれまで以上に大きくなっていることがある。一方で、その負担が受注者側に偏ったまでは、持続的な取引関係は成り立たない。

百五総合研究所が25年11月に実施した県内企業への調査でも、企業が直面する人件費上昇への対応の難しさが浮かび上がっている。人件費上昇分の販売価格への転嫁状況について、「概ね転嫁できている」とする企業は1割に満たなかった。一方で、「転嫁はやや困難」「ほとんど転嫁できていない」と回答した企業は合わせて5割弱に上り、多くの企業が人件費の上昇分を価格に十分に反映できていない状況にある。

こうした中で重要なのは、価格転嫁を「お願い」や「個別企業の交渉力」に委ねるのではなく、人件費や原材料費などの上昇分を踏まえた価格の根拠を示しながら、取引条件を納得感のある形で決めていく姿勢だ。

今回の法改正は、発注者側と受注者側の力関係に左右されがちだった価格決定のあり方を見直し、取引の適正化を制度面から後押しするものといえる。企業にとっては、価格転嫁をめぐる取引慣行を見直す転機となる。

人件費を含むコスト上昇をどう取引価格に反映させていくのか。取引に関わる企業には従来以上に丁寧な協議と説明が求められる。

（地域共創事業部 コンサルティンググループ 主任研究員 皆川 素一郎）

毎日新聞「三重～る経済」 2026年2月16日